

# Straight away

## IFRS bulletin from PwC

13 December 2013

### IASBが年次改善プロジェクト(2012年-2014年サイクル)による修正の公開草案を公表

#### 何が問題となっているか？

国際会計基準審議会(IASB)は、年次改善プロジェクト(2012年-2014年サイクル)による修正の公開草案を公表しました。本修正案は、4つの基準書に影響を与えます。

本修正案は、国際財務報告基準(IFRS)第5号、IFRS第7号、国際会計基準(IAS)第19号、およびIAS第34号に影響を与えるもので、2016年1月1日以後開始する事業年度からの適用を提案しています。コメント期限は2014年3月13日です。

以下は本修正案の要約です。

#### IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」

本修正案は、資産(または処分グループ)を「売却目的保有」から「分配目的保有」へ、または「分配目的保有」から「売却目的保有」へ分類変更する場合、売却計画または分配計画の変更にはあらず、またIFRS第5号における売却計画または分配計画の変更に関する会計処理を適用してはならないことを明確にしています。これは、単なる資産(または処分グループ)の処分方法の変更により、あたかも過去に「売却目的保有」または「分配目的保有」として分類されていなかったかのように財務諸表上で再度表示する必要はないことを意味します。

また本修正案は、「分配目的保有」の会計処理を中止するが「売却目的保有」には分類変更されない資産(または処分グループ)に対して、売却計画の変更に関するガイダンスを適用しなければならない

いことを明記することで、本基準の不備を修正しています。

#### IFRS第7号「金融商品：開示」

本公開草案は、IFRS第7号に対する2つの修正を提案しています。

##### 1. サービス契約

譲渡人が資産の認識を中止することが認められないとの条件に基づいて、企業が金融資産を第三者に譲渡する場合、IFRS第7号は、企業にその取決めの性質を開示するよう要求しています。この開示には、資産への継続的関与の範囲や報告企業が結果としてさらされることになるリスクが含まれます。

本修正案は、譲渡した金融資産の債権回収業務に係る契約条件が継続的関与を構成するかどうかを経営者が判断する助けとなるガイダンスを提供しています。この修正は遡及適用されることになりませんが、表示される最も古い期間の期首までに限定されます。また、同じ救済を初度適用企業に提供するため、IFRS第1号に対する派生的修正が含まれています。

##### 2. 期中財務諸表

本修正案は、IFRS第7号「開示—金融資産と金融負債の相殺」の修正によって要求される追加開示が、IAS第34号によって要求される場合を除き、すべての期中期間にて特に要求されないことを明確にしています。



### IAS第19号「従業員給付」

本修正案では、退職後給付債務の割引率の算定において重要なのは、当該負債が発生した国ではなく、負債がどの通貨建てかであることを明確にしています。そして優良社債について厚みのある市場が存在するかどうかの評価は、ある特定の国の社債であることではなく特定の通貨建ての社債であることに基づきます。また同様に、当該通貨建ての優良社債について厚みのある市場が存在しない場合には、関連する通貨建ての国債を用いるべきとしています。

### IAS第34号「期中財務報告」

本修正案は、当基準における「期中財務報告の他の部分で開示している情報」の意味を明確にしています。また本修正案は、期中財務諸表から当該情報の場所への相互参照を含めることを要求するため、IAS第34号の修正を提案しています。

### 影響を受ける企業は？

本修正案は、すべての企業に影響を与えるものではありません。しかし影響を受ける場合には、その影響は大きい可能性があります。

### 何をすべきか？

今回の修正案の全体を読んだ上で、貴社に与える影響を判断し、本修正案へのコメントの提出を検討してください。